

7 .紀の川流域委員会勉強会 運営方針

紀の川流域委員会勉強会運営方針

（名称）

第1条 本会は「紀の川流域委員会勉強会」（以下「勉強会」という。）という。

（設置）

第2条 紀の川流域委員会（以下「委員会」という。）規約第8条に基づき設置する。

（目的）

第3条 勉強会は、現行の「紀の川水系工事実施基本計画」について、委員が知見を深めるために設ける。

（組織及び運営）

第4条 勉強会の構成メンバーは委員とする。なお、委員の代理出席は認めない。

河川管理者は、勉強会に対して現行の「紀の川水系工事実施基本計画」について説明や意見を述べる。

2．当勉強会については、委員の定足数は設けないものとする。

3．勉強会が必要と認めた場合、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。

（座長）

第5条 勉強会には座長を置くこととし、委員長が指名する。

2．座長は会務を総括し、勉強会を代表する。

3．勉強会は座長が召集し、運営は勉強会が行う。

4．座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（情報公開）

第6条 勉強会で議論された内容については、座長が委員会で報告する。

2．勉強会資料は公開する。

3．河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。

(運営方針の改正)

第 7 条 本運営方針の改正は、委員会において定める。

(雑則)

第 8 条 本運営方針に定めるもののほか、勉強会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

(施行期間)

この運営方針は、平成 1 4 年 6 月 1 2 日から施行する。